

●単産レポート 〈国公労連〉

断罪された国による乱暴な解雇（分限免職）

川村 好伸

社会保険庁の廃止を口実にして525人の社保庁職員が分限免職（整理解雇）されて丸4年が経過した。分限免職の取り消しを求めて、全厚生組合員39人を含む71人が人事院の公平審理の場で争ってきた。人事院は昨年4月以降に5回にわたって判定書を交付し、うち全厚生組合員10人を含む25人の処分を取り消した。

人事院による分限免職の取り消しは史上初であり、しかも35%もの処分取消を勝ちとったことは画期的なことである。同時に、この大量の処分取消は、整理解雇の四要件をはじめ分限免職にあたっての「公正公平の取扱原則」を定めた国家公務員法や人事院規則に反して乱暴に行われた不当解雇であったことを明らかにしたものである。

社保庁バッシングで分限解雇を強行

2004年の通常国会での年金「大改革」法案の審議の最中に国会議員の国民年金保険料の未納問題が発覚し、大きな社会問題となった。法案は自民公明の多数によって成立したが、その年の7月の参議院選挙で自民党は一議席減と国民の反発を受けた。当時の自民党は、参院選での敗因は社保庁職員が年金記録を漏洩したからだとして、犯人捜しを徹底的に行った。そして社保庁バッシングを繰り広げ、大量の懲戒処分を強要するとともに、「国民の信頼回復」を御旗にして社会保険庁「改革」を断行したのである。

「改革」の目玉として損保ジャパンから抜擢

された村瀬清司長官は、国民年金保険料の納付率アップを至上命題としたが、2006年には職権による納付免除処理が不適正だと社会問題となり、翌年には「5000万件の消えた年金記録」問題が発覚し、社保庁バッシングが連日吹き荒れ、解体民営化へと突き進んだのである。これらの問題は歴史的・構造的・組織的な問題であり、現場の職員の責任でないことはいうまでもない。

2007年7月に日本年金機構法が成立したが、職員の雇用継承規定はなく、政府は2008年7月に「懲戒処分を受けた者は機構の正規職員及び有期雇用職員には採用されない」との閣議決定を行った。この閣議決定以降、厚生労働省への転任面接や年金機構への採用手続きなどの審査が行われたが、社保庁にも厚労省にも分限免職を可能な限り減らすための方策は皆無であり、525人もの分限免職につながったのである。「国民の信頼回復」と言いつつ、懲戒処分歴のない274人の職員を含む大量解雇は、国民の不満と不信を現場の職員に転嫁したものである。

人事院での公平審理のたたかい

国公労連・全厚生は2010年1月に人事院に対して全厚生組合員39人が分限免職処分取消請求の申し立てを行ったが、全体では78人（途中取り下げもあり最終的には71人）となった。

10都道府県で結成した弁護団は、各地の審理を有機的に連携させて証人尋問を展開した。そして、厚労省転任面接の際に使用した面接票

を開示させたが、特記事項欄には「丸顔、メガネ」や「質問を繰り返させた」、「声が大きい、小さい」などが記されており、10分から15分の面接の評価が印象や主観で行われ、ズサンなものだったことを明らかにした。2012年2月末には、旧社保庁総務課長と厚労省簡保人事課長など4人の幹部職員の追加審理が行われたが、次のような重大な事実が明らかになった。

一つは、2009年度予算で社保庁廃止後1月から3月までの残務整理として113人分の人件費が確保されていたのに、この予算を全く活用せずに525人の分限解雇を強行したことである。仮に3月末まで雇用を継続していれば厚労省や他省庁の欠員補充として社保庁職員の分限免職が回避できた可能性もあったのである。

二つは、職員の継承規定がなかった日本年金機構法が成立した2007年6月末が分限免職回避のための方策を行うスタート時点であったことを各証人が認めたことである。機構法成立後の2年間はまともな分限免職回避の努力は行われず、具体的な対応は2009年6月以降であり、わずか半年ではあまりに遅すぎたのである。

三つは、厚労省への転任と日本年金機構への採用のための面接等が同時並行で行われたことから分限免職の対象者が増えたことを証人が認めたことである。厚労省への転任希望者は6000人にもものぼったが、懲戒処分歴のない職員の年金機構採用手続きを先行していれば、相当数が減ったのである。

四つは、分限免職回避策であった厚労省への転任手続きがあまりにズサンで、公正・公平でなかったことが明らかになったことである。審理では、書類審査と面接結果による総合評価ポイントがB評価であっても転任されず、一方でC評価の者が転任された事実が明らかになった。

五つは、年金機構内定者の辞退で多数の欠員があったのに、厚労省は年金機構の正規職員の追加募集を要請しなかったことである。

人事院による画期的な取消判定と課題

人事院は判定で、分限免職は国側の都合によって重大な不利益を課す処分であるから、回避に向けてできる限りの努力が求められるとし、その努力が不十分なままの処分は裁量権を濫用したものとなると明記した。そして、厚労省が相当数の新規採用を行っていること、他府省の受入れが9人にとどまっていること、残務処理の113人の暫定定員を活用しなかったこと、回避努力のとりくみ開始が遅かったことなどを指摘し、分限免職処分を回避するための社保庁と厚労省の「取組には不十分な点も認められ、その増加は限定的なものであるものの、少なくとも公務部門における受入れを一部増加させる余地はあった」と回避努力の不十分さを認定した。これは、今回分限免職されたすべての職員にあてはまるものであり、本来なら71人の請求者全員の処分を取り消すことは当然であった。

判定では、定員事情などを口実に救済枠を著しく狭め、わずか10分程度の配転面接の評価結果が転任者と同等以上の者を救済したのである。しかしこの評価結果は、面接官の主観や恣意的な判断によるものであったのである。

また人事院は、省庁間配転など政府の責任は不問にしている。とくに、「分限免職回避のとりくみの方法には裁量」があり、雇用調整本部による他省庁配転以外の方法を採用したことについて「平等取扱原則違反とはならない」と断じているが、雇用調整本部のもとで厚生労働省は2010年4月1日に20人もの農水省職員を受け入れており、これほど明白な不平等、差別的取

り扱いはない。これらの問題点については、引き続き裁判闘争で明らかにしなければならない。

年金業務の体制破壊

2004 年から強行されてきた社保庁「改革」は、「国民の信頼回復」をうたいつつ市場化テストによる民間委託の拡大と職員の削減、労働組合攻撃が柱であった。同時に、社会保障「構造改革」推進の格好の材料とされた点も見逃すわけにはいかない。

2008 年 10 月には全国健康保険協会（協会けんぽ）が発足したが、国民医療費の抑制をはかるために国（社会保険庁）が担ってきた医療保険制度を大変革したのである。そして、公的年金もその実施部門を日本年金機構に移行したのであるが、国民の声を反映しにくくするとともに、公的年金や医療制度の信頼性を損なう「改悪」であることは明らかである。

年金記録問題への対応は、2005 年度末の 2 万 3781 人から 2008 年度には 2 万 869 人まで削減された体制のもとで混乱を極めた。メンタル不全で休職中に厚労省転任面接を受け、後に公務災害認定を得て分限免職取消の判定を勝ちとった香川の綾さんは、病気発症前の一カ月間は連日 23 時までの残業を余儀なくされた。開庁時には来客や電話応対に追われ、閉庁後や土日に残務処理や通常業務をこなしたのである。これは当時の社保庁職員に共通するものであり、誰もが社保庁廃止後の自らの雇用問題をじっくり考える余裕などなかったのである。

しかも、各社会保険事務局ではこの大混乱のもとで年金機構への移行作業を行ったのであり、同時期の分限免職回避努力にどれだけの時間と能力を費やせたというのだろうか。現場での回避努力はまともには行われなかったのである。

経験者を年金機構に戻し 業務体制の強化を

年金記録問題では未統合記録 3700 万件超が年金機構へと引き継がれた。しかし、年金機構の発足時の体制は総勢 1 万 7276 人で、正規職員は 324 人、欠員の 1 万 556 人、準職員 1458 人、契約職員 5262 人であった。正規・準職員の約 2000 人は新規採用者であり、各職場に配置された経験者はごく少数というきわめて異常な状態だった。年金記録問題の解決にも支障を来し、今日でも 2112 万件が未統合となっている。現在では非正規雇用が 6 割となっているが、今日でも通常業務でのミスが絶えないなど、経験者の不足が年金機構の混乱の要因となっていることは重大である。

国公労連は、旧社保庁職員の不当解雇撤回闘争を、労働者の権利問題として身分と雇用、労働者の尊厳を回復させるとともに、同時に、国民の年金権を保障する公的年金制度を守るたたかいとしてとりくんできた。

2008 年 5 月には全商連や婦団連、中央社保協、自由法曹団、公務労組連絡会、JMIU、年金者組合、国鉄労働組合などの民主団体と労働組合の賛同を得て「国の責任で、安心して暮らせる年金制度をつくる連絡会」（略称、安心年金つくろう会）を立ち上げ、厚労省に年金記録問題の早期解決と年金業務に習熟した職員の継続雇用を要請してきた。

人事院において処分取消とならなかった北海道と秋田、東京、愛知、京都、愛媛の仲間が裁判闘争で不当解雇撤回を争うが、国民の年金権を守り制度を改善させるとりくみと一体で奮闘する決意である。

（かわむら よしのぶ・国公労連副委員長）